

第4回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成29年10月25日(水)
- 2 開閉時間 午前9時開会 午前10時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 小原孝志 2番 畑山一郁 3番 鈴木英博 4番 佐藤美頭雄
5番 佐々木辰善 6番 寺崎秀子 7番 相澤峰基 8番 森脇豊仁
9番 小川一也 10番 山崎禎彦 11番 斉藤哲子 12番 北村浩光
13番 舟根 禎 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
産業振興課 松木係長
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 7番 相澤峰基、8番 森脇豊仁
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項による通知について
議案第1号 農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について
議案第2号 別段の面積の区域指定について
議案第3号 利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について
議案第4号 青年等就農計画の作成に係る事前確認について
議案第5号 鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文
改正(案)について
議案第6号 鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程(案)
について

10 議事録本紙

議長 これから、第4回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、7番委員、8番委員にお願いします。

議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」と日程第3報告第2号「農地法第18条第6項による通知について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3、4頁をご覧ください。

番号が7、8番の2件でございます。

土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は5、6頁に載せてありますので、ご確認ください。

8番の農地については、この後の議案第2号で審議がありますので、ご確認ください。

続きまして、議案8頁をご覧ください。

報告第2号「農地法第18条第6項による通知について」です。

賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。

議案は9、10頁をご覧ください。

番号が14番の1件でございます。

14番については、賃貸した農地の売買による合意解約です。

今後、売買に伴う農地法第3条の許可申請があり、次回以降の定例会で審議する予定ですので、ご留意願います。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

10番委員 9、10頁の合意解約の農地はあっせんを取り下げになっている農地ですか。

それとも別の土地のことですか。

事務局長 あっせんに出ていた農地であっせんは取り下げになっています。
別な方法で、別の方と売買することになっています。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 それでは、日程第4議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案12頁をご覧ください。
議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」です。
農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について、審議願います。
指針（案）について、議案13頁から15頁までをご覧ください。
また、別添の説明資料をご覧ください。
この指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項が根拠になっており、策定については、説明資料のとおり努力義務となっています。
また、現在、国の補助金である農地利用最適化交付金を受けるため、手続きを進めており、この補助金を受けるためには、この指針の策定が義務となっています。
これらの状況を踏まえ、今後の農業委員会の運営を考慮し、指針策定の運びとなりました。
指針の内容ですが、議案13頁の第1の基本的な考え方については、鷹栖町における農業者に係る課題を明記し、それに対する基本的な方針を記載しています。
なお、指針の目標達成は、平成32年3月までとしています。
第1の基本的な考え方を踏まえ、第2からは、説明資料にあるように3点について、目標と推進方法を記載しています。
第2の1の遊休農地の発生防止、解消については、鷹栖町の遊休農地の割合を踏まえ、また、全国の運動目標を考慮し、目標を0%としています。
考え方は全国の運動を踏まえた形で、鷹栖町は遊休農地が少ない割合となっているため、0%を目指そうということになっています。
推進方法は、議案14頁上段のとおりで、利用状況調査の実施、非農地の判断などによる推進としています。
第2の2の担い手への農地利用の集積、集約化については、鷹栖町は集積率95.5%と高い率であることから、95%を維持していくことを目標としています。
推進方法については、議案15頁上段のとおりで、「人・農地プラン」の見直しに係る対応、また、農地の利用調整、あっせん実施などによる推進としています。

第2の3の新規参入の促進については、平成32年3月まで、年間1経営体の新規参入を目標にして、2経営体としています。

推進方法については、関係機関との連携、企業参入の検討など記載しています。

この指針については、説明資料の裏面のとおり、毎年度、点検、評価を行い、公表し運用することになっています。

指針策定にあたっての説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

10番委員

13頁の第1の4行目のところで、改選期とありますが、選挙で人を変えることではなくなったので、改選という言葉に違和感があります。

改編のほうが良いではありませんか。

事務局長

実際選挙をするわけではないので違和感はありますが、読み手が理解しやすいように改選期としました。

改選期という言葉ではなく、イメージが付きやすい言葉に変えますが、事務局にらせていただいてもよろしいですか。(改選期を任期期間に変更)

10番委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

5番委員

農地利用最適化交付金について、わかる範囲でどういうものなのか教えてください。

事務局長

補助金の中身ですが、実際は、事務が進んでいない状態で、もめている状況です。

先月研修会に参加してイメージが出来てきたのですが、農業委員さんの活動に対する補助金となっています。

人数に対して補助金が出る部分と、遊休農地や集積の実績に応じた補助金が貰えることになっています。

町の財政部局と補助金について審議したところ、何とか補助金を貰えるようにしようとなりました。

今回の農業委員さんから、活動日誌を書いてもらうことにしていますが、活動日誌をしっかり情報として残していかなければならない事務が増えますが、そういった事務も考慮した上で、補助金を貰えるようにしようということになりました。

補助金を貰うことにしたため、こういった指針を作成しています。

日誌をしっかり書いてもらい、情報集積し、補助金を貰えるようにしていこうというのが今の段階です。

申請の仕方等詳しく決まるのは、11月に入ってからになると思います。

そこで、情報が入ってくると思うので、情報が入ってきたらその時には皆さんにご協力いただくことになると思います。

だいたい補助金の現状はこういったイメージです。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議長 議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第2号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長 それでは、議案16頁をご覧ください。

事務局 長 議案第2号「別段の面積の区域指定について」です。

事務局 長 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定について、審議願います。

事務局 長 対象の農地については議案17頁、場所は18頁をご覧ください。

事務局 長 先ほど相続のあった畑になります。

事務局 長 別添の現地の写真が2枚あるのでご覧ください。

事務局 長 平成29年9月28日付けで申請があり、受理しています。

事務局 長 農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

事務局 長 別段の面積の指定については、8月25日の第2回定例会で「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」ということで皆さんに審議していただいて、要領を定めさせていただいています。

事務局 長 これに基づいて進めて行くということで、別段の面積を指定するに当たっての判断要件10点を定めさせていただいています。

事務局 長 この判断要件10点に関する調査を行いまして、議案19頁に判断要件調査書を記載していますので、ご覧ください。

事務局 長 判断要件10点について、申請があった後農業委員会事務局で1つずつ調査しています。

事務局 長 この調査を踏まえて、今回申請のあった農地については、別段の面積の設定をするに当たって問題点はないとの調査結果としています。

事務局 長 こちらの内容を踏まえて、1aの区域指定をしてよろしいか審議していただきます。

事務局 長 指定についてよろしいということであれば、町で告示を行い、北海道へ報告し、申請者への通知と手続きを進めることとなります。

事務局 長 この区域指定で売買が発生したわけではなく、2haではなく1aでよいということにしたということでご理解願います。

事務局 長 審議よろしくをお願いします。

議長 はい、議案第2号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

7番委員

この畑の近くの田の売買があったときに、この畑の形が図面と現況で違った気がするが、そこは確認しましたか。

事務局長

持ち主が変わった際に、境界のトラブルになる可能性があると思います。

測量をした経緯があるかは確認していません。

図面と現況を確認したところ、大きなずれはありませんでした。

細かいずれに関して確認するためには、測量をしなければわかりません。

売り手が決まったときに測量をして、境界を明確にしてから売買するようにしてくださいという注文はつけられると思います。

今の議論は申請のあった畑を、別段の面積に指定していいかという議論です。

ご指摘いただいたので、担当の総務課に売り手が来たときには、測量をして境界を明確にした上で売買をするように指示、指導をしてくださいという話をして、トラブルのないように対応して行くことは出来ると思います。

議長

他にありませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第2号「別段の面積の区域指定について」は、認めることと決定しました。

議長

続きまして、日程第6議案第3号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第3号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」です。

農地法第30条に規定する利用状況調査の実施による同法第32条第1項及び「農地法の運用について」第3遊休農地に関する措置の規定に基づく、利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について、審議願います。

対象の農地については議案21頁、場所は22頁から26頁、説明資料がありますので、ご覧ください。

対象の農地は5件13筆で、所在、地番、地目、面積、所有者、調査年月日、程度については議案の記載のとおりです。

利用状況調査については、説明資料にありますように年1回、全農地の利用状況を調査することになっており、説明資料の「遊休農地等に対する措置の流れ」にありますように、1号遊休農地に対して、利用意向調査、

農地中間管理機構への情報提供を行う流れになっています。

総会の後に行っていただくのが、利用状況調査ということで、現地を見に行き、遊休農地となっている中の1号遊休農地になっているかどうかを判断していただくこととなります。

今日行く現地が、議案21頁の5件13筆になっています。

1号遊休農地とは、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」をいいます。

1号遊休農地と判断された農地については、説明資料に記載のとおりの流れで、所有者にこれからどのように使っていくかの意向調査と、こういった遊休農地がありますという農地中間管理機構への情報提供をしていくという流れになります。

今回の審議に当たって、現地調査の後に皆さんにお諮りしますが、調査の結果、1号遊休農地であるとした場合、その後、説明資料のとおり、利用意向調査の実施、農地中間管理機構への情報提供と手続きを進めてよろしいかあらかじめ伺うものです。(調査後審議の結果、5件13筆の農地を1号遊休農地とした。)

説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

9番委員 2号遊休農地とはどんな農地ですか

事務局長 2号遊休農地とは、21頁の下に記載されていますが、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地です。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「利用意向調査の実施及び農地中間管理機構への情報提供について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 続きまして、日程第7議案第4号「青年等就農計画の作成に係る事前確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案27頁をご覧ください。

議案第4号「青年等就農計画の作成に係る事前確認について」です。

農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の作成について、事前確認を願います。

新規就農希望者は2件で、1番の新規就農計画については議案28頁から30頁まで、2番の新規就農計画については議案31頁から33頁までに記載しています。

新規就農希望者の氏名、生年月日については議案の記載のとおりです。

認定新規就農者制度について、説明資料の最後の頁をご覧ください。

説明資料にありますように、新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町村へ申請、市町村がその計画を認定する制度になっています。

この審議は、計画を申請する前に農業委員会で内容を確認し、意見又は指摘をして、より適切な計画が作成できるようにするためのものです。

あくまでも、認定は市町村の権限となっています。

この審議でいただいた意見又は指摘については町の担当に伝え、計画の作成にあたって、取り入れられるよう働きかけますので、ご理解願います。

また、本日は、各計画の説明に産業振興課松木係長をお呼びしていますので、この後説明がありますので、よろしくお願いします。

説明については以上です。

松木係長

産業振興課の松木です。

皆様にはいつもお世話になっております。

西村局長からお話があった就農計画2件について、意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

1番の■■■■さんについては、■■■■さんのところで、国の第三者経営継承の事業を使って、道の農業公社の紹介で、2年前平成28年の4月から水稻の研修を行い、■■■■さん、■■■■さんの中で来年の4月から経営継承していきたいという要望があり、就農計画を作成している状況です。

2番の■■■■さんについては、■■■■さんのところで、平成27年の4月から研修を行い、今年で3年間の研修を終わったという状況です。

主に、採種用のトマトの栽培について研修をしてきました。

これらのことを踏まえて、議案29頁から中身について説明します。

29頁の事業計画書の1番生産計画に面積、ハウスの面積等詳細を記載してあります。

生産計画は、水稻のみで単価設定は、■■■■さんとも話をして、1kg250円、単位生産量は現在10a560kg5年後の目標は580kgということで生産性を上げていきたいという計画になっています。

奥さんも研修生ということで、2人の労働力とさせていただいております。

30頁は収支計画になっています。

収入は、単価と収量を掛け算した数字になっています。

経費は、営農ナビと■■■■さんの申告の数字を参考にして、作成しています。

施設機械費は、昨年を5年で割った数字を記載しています。

支払地代は、現在2町リースしていて、10町自作地があります。

リースしている農地は、そのままリースし、■■■■さんの自作地は、■■■■さん、■■■■さん双方同意見で今回売買したいということになっています。

それに伴い、借入額がとて大きくなるということも伝えていますが、

2人の意見もあって、10町ほどの自作地は1,800万円ほどの借り入れをして、売買を進めて行くことになっています。

しかし、売買の金額は農業委員さんの農地の評価に伴って、10a当たりの単価が決まるので、借入額は変わってきますが、リースと売買の金額をそれぞれ年数で割って、記載しています。

資金は、有利子の変動性の償還25年のものしか売買の場合は使えないため、リースのみ無利子ということになっていまして、そういったことも理解した上での、売買計画となっています。

その他は、改良区や共済に関する支払いの部分などをいれて農業所得を出しています。

その他に補助金や家計費等記載しています。

償還額は1,800万円を25年で割った数字となっています。

続いて[]さんについて32ページをお開きください。

[]さんは採種ということもあり、反収、単価は種苗会社の関係もあり、表に出せないことになっており、空白にさせてもらっています。

それを踏まえて、33頁の収支計画ですが、[]さんの過去10年の中でもっとも最低だった総収入の数字をベースにそれより少ない数字を総収入としています。

経費の肥料農薬費は、[]さんの実績を使用しています。

施設機械費は、ハウス関係、除雪機、トラクター、防除機等で、雇用労賃については、最大6人を見込んでの金額にしています。

支払地代は、全てリースの金額で、[]さんが支払っている金額になります。

差し引きしまして、農業所得を載せております。

その他は、補助金等で記載のとおりとなっています。

償還額は、700万円を運営資金として今年の春に借り入れをしたいということで、青年等就農資金という12年据え置き5年の無利子を活用する予定ですが、据え置きはしないで7年間で返すという計算で、100万円となっています。

[]さんについては、まだ資金の関係など定まっていなところもあり詰めていなければならないところもありますが、今日農地の評価等もあると思いますので、それらも踏まえて10月の定例会で就農計画をみなさんに覚えていただきたいということで出させていただきますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

はい、議案第4号「青年等就農計画の作成に係る事前確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

11番委員

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の新規参入の平成32年までの目標を2経営体としていますが、それとは関係ないものですか。

事務局長 関係あります。
11 番委員 2 経営体がこの人たちということですか。
事務局長 そういうことではありません。
たまたまこの人たちが出てきたということになります。
目標設定は、今までの経緯も考え、担当と協議した上で、設定していま
す。

議長 他にありませんか。
9 番委員 事業計画書の単位が 10 a となっていますが、a ではないのですか。
松木係長 a に修正します。

議長 他にありませんか。
9 番委員 ■■■■さんは、結婚はされているのですか。

松木係長 結婚しています。
奥さんは、■■■■をしていまして、生活費は問題ないです。

議長 他にありませんか。
8 番委員 ■■■■さんと■■■■さんで補助金額が違うが、これは違う補助金なのです
か。

松木係長 同じ給付金です。
1 人 150 万円なので、■■■■さんは 1 人のため 150 万円ですが、夫婦で
就農する場合は、1.5 倍の 225 万円となっているため、同じ給付金ですが
就農の人数が違うため、金額が変わっています。

議長 他にありませんか。
10 番委員 2 人がどこから来てどのような方など教えていただけませんか。

松木係長 ■■■■さんは■■■■出身の方で、元々民間の薬を売る営業をしていて、奥
さんも同じ仕事をしていました。

明治大学の農学部卒業ということで、元々農業には興味があり、民間時
代にほとんどの時間を家で過ごすことが出来ない忙しさもあり、農業をし
たいという思いが強くなったため、国の第三者委譲という事業があり、北
海道農業公社のホームページに第三者に継承しても良いという人の詳細が
載っているのをみて由良さんにたどり着きました。

■■■■さんも後継者がいなかったため、第三者に継承してもいいというこ
とで、道の紹介で■■■■さんと面談して、平成 28 年から研修しており、今の
師弟関係になっています。

■■■■さんは、■■■■さんの息子さんで、現在は■■■■さんが
経営委譲を受けて農業経営をしていることもあり、旭川で飲食店などをして
いて、現在旭川市に住んでいます。

飲食店に勤めているときに、食材を生産する側になりたいという思いが
あり、農業研修に入りたいということで実家ということも考えていました
が、■■■■さんがいらっしゃることもあり、■■■■さんの後継者がいない
という経緯もあり、■■■■さんも研修生を受けますということになり、平成

27年の4月から施設園芸のトマトで3年間研修を行ってきています。

29年の4月から継承したいという話がありましたが、もう1年研修したほうが良いとなり、来年の4月から大丈夫ということで[]さんからもお話があり、今回就農計画を出させていただいたという経緯になっています。

議長

今まで、こういったことの決定権があると理解していたのですが、局長からも話がありましたが、実はそうではなかったということで説明をお願いします。

事務局長

調べていったところ、就農計画を認めたときには新規就農者になっていくという流れになっています。

この流れに農業委員会に決定権はないのですが、農業委員会という立場では農業のプロの方がいますので、計画を立てて独り立ちしていくという部分では、皆様からの意見をいただいたほうが良いということで、こういう場を設けています。

この場でお話いただいたことは、担当のほうで計画に積んでいき、より良い適切な計画を立てて行くという流れになっていますので、ご理解をお願いします。

議長

他にありませんか。

5番委員

2年3年でリタイアすることの無いように、計画から慎重にお願いしたいと思います。

議長

他にありませんか。

4番委員

これから現地に行って金額を決めて行くことになるが、今回の計画にあった予算と同じ金額になるようにするのですか。

事務局長

それは、全く関係ありません。

今回はたまたま同じ時期になったというだけなので、その場で適正に判断してください。

10番委員

種苗会社との契約だから教えられないというのは、もう契約が終わっているのですか。

松木係長

契約が終わっているか終わっていないか関係なく、基本的に情報は外には出せないということになっています。

8番委員

栽培に当たって、契約書に一般の人及びメディアには、情報を公開してはならないという誓約書を書かされます。

毎年契約をすることになっていまして、2月から3月に契約をして、種を送ったときに同時に完了となっています。

事例として、鷹栖ではなかったのですが、メディアに出てしまい、損害賠償とかにはならなかったのですが、問題になったことがあります。

議長

他にありませんか。

13番委員

[]さんは全てリースすることになっていますが、将来的に[]さんのように移って行く予定はありますか。

松木係長

借入額が大きくなっているため、今はリースということにしていますが、5年から10年くらいの間で、落ち着いてきたときには施設と機械を含めて

継承していきたいと考えています。

議長

他にありませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「青年等就農計画の作成に係る事前確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第4号「青年等就農計画の作成に係る事前確認について」は、認めると決定しました。

松木係長ありがとうございました。

松木係長

ありがとうございました。

失礼します。

議長

続きまして、日程第8議案第5号「鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文改正（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案34頁をご覧ください。

議案第5号「鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文改正（案）について」です。

鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文を別紙のとおり改正するにあたって、審議を求めるものです。

議案35頁から42頁まで条文の全文改正、議案43頁から57頁まで様式の改正を記載していますので、ご覧ください。

別添で改正前の規則もありますので、ご覧ください。

あっせんについては、この規則で今まで事務を進めてきたという経緯でございませぬ。

この度の全文改正に当たって私のほうで点検した中で、元の規則の条文等が古いままになっているという経緯もありまして、近郊町村、北海道の要領と比べて古い部分や段ずれ等がありましたので今回整理をさせていただいて、適切な状態での規則にして、今後の事務を運営していきたいということで全文改正をさせていただいた内容でございませぬ。

ただし、全文改正といっても文言等の整理になっていますので、今まで進めてきた事務が大きく変わったり全く違うことになるということではありませぬ。

なお、議案41、42頁にあります基準については、改正前の基準のままで、改正はしていません。

ただし、様式が若干変わったので、書く欄が増えたり、詳しく書いていただいたりすることにはなりますが、現状としては、しっかりとした情報を確保できたり、しっかりとした申請内容になるように整理させていただいたということで全文改正していますのでご審議願います。

この規則は平成 29 年 11 月 1 日から施行することとし、改正前のあっせん申し出についても有効となるよう議案 40 頁に経過措置という形で記載しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 5 号「鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文改正（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文改正（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 5 号「鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文改正（案）について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 6 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 59 頁をご覧ください。

議案第 6 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」です。

鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を別紙のとおり改正するにあたって、審議を求めるものです。

議案 60 頁の新旧対照表をご覧ください。

この度の一部改正は、議案第 5 号でご審議いただいた、鷹栖町農業委員会農地移動適正化あっせん事業実施規則の全文改正に伴う、条文の段ずれの解消等を行い、整理したものです。

この規程は、あっせん事業規則と併せて、平成 29 年 11 月 1 日から施行としています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 6 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 6 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 6 号「鷹栖町農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程（案）について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、その前に11月2日午後1時30分から午後4時までで、地区別農業委員研修会があります。

委員全員での参加とし、当日、公用車2台を用意しています。

昨年度は、1台は場所取りに早めに出発したようです。

先行する1台は、午後12時30分に出発し、2台目は、5分から10分後に出発するという流れを取りたいと思いますので、12時25分までに集合をお願いします。

今のところ出席について都合悪い方はいますか。

4番委員

はい

事務局長

わかりました。

10番委員

ここに集合ですか。

事務局長

玄関のロビー集合をお願いします。

それでは、次回の第5回定例会ですが、11月27日月曜日の13時30分からでよろしいでしょうか。

委員

異議無しの声

事務局長

それでは、11月27日13時30分からでよろしくをお願いします。(農業委員の都合により、11月24日13時30分からに変更)

続いてあっせん委員の指名ということで、前回から6件あっせんの申出がありましたので、あっせん委員の指名についてお願いします。

議長

私の方で、指名してよろしいでしょうか。

委員

異議無し

議長

申出31番は、鈴木委員、山崎委員、舟根委員

申出32番は、相澤委員、森脇委員

申出33番は、佐藤委員、北村委員

申出34番は、佐藤委員、北村委員

申出35番は、鈴木委員、山崎委員、舟根委員

申出36番は、佐々木委員、小原委員でよろしくをお願いします。

事務局長

ありがとうございます。

先ほどもお話ありましたが、1件あっせん申出が取り下げになったということでご報告申し上げます。

本日の利用状況調査、荒廃農地調査及びあっせん現地調査ですが、現地調査のファイルの1頁目に地図を載せています。

右側に赤い数字で書いているのが周って行く順番です。

午前中に9件、午後に10件となっていて、あっせんの現地調査と利用状況調査、荒廃農地調査ということで昨年1号遊休農地と指定した場所に関して非農地にして良いかという判断の3つの調査を周りながら行いま

す。

現地に着いた時点で、今回は何の調査で、何番ですということで案内します。ですのでそのときに判断していただいて、メモしていただきたいと思えます。

この後下に車を用意していますので運転手の方よろしくお願ひします。

10時15分頃に出発しますのでよろしくお願ひします。

議長

それでは、以上をもって第4回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。